

第 6185 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 特別寄与料と相続税の2割加算

Q : 民法が改正されますが、特別寄与料をもらった者は相続税の2割加算の適用対象になるのですか？

A : 2割加算の対象になります。

【解説】

特別寄与とは、たとえば、長男の妻など相続人以外の者が被相続人の療養看護等を行った場合に、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができる制度をいいます。

この制度によって、介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られるとしています。

遺産分割手続きは、複雑にならないようにということで、現行と同様、相続人だけで行い、特別寄与分の金銭を相続人に請求することになります。

相続税法においては、特別寄与料は、その特別寄与料の額が確定したときに、特別寄与者がその特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなされることとなっています。

特別寄与者はその事由を知った日から10ヶ月以内に相続税の申告をしなければなりません。特別寄与者は、被相続人の一親等の血族や配偶者でないことから、相続税の2割加算が適用されます。一方、相続人が特別寄与者に支払うことになった特別寄与料は、相続人の課税価格から控除することができ、申告期限までに特別寄与料の額が確定しないときは、確定後4月以内に更正の請求をします。

